



# IFRS in brief

June 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## 投資ファンドに関するIAS第32号改訂の影響

### 何が問題となっているか？

IAS第32号「財務諸表：表示」の改訂は、投資ファンドにとって重要です。当基準の改訂は、金融商品の保有者が発行体から償還または買戻す選択権を有している金融商品の会計処理を変更します（例えば、ユニットの保有者はいつでも現金でユニットを償還する権利を有しているため、オープンエンド型ミューチュアル・ファンドで保有されるユニットはプッタブル金融商品と見なされる）。改訂前、このタイプの金融商品は負債に分類されるのが一般的でした。新基準のもとでは、資本に組み替える必要があるでしょう。多くの投資ファンドが2009年12月31日の会計処理においてIAS第32号改訂版を初度適用しました。その他は、2010年6月30日時点で適用を行うでしょう。今号の*IFRS in brief*は、IAS第32号改訂を適用する際に実務上生じている課題の一部についての見解をお届けします。

損益への影響	✓
利害関係者の伝達に対する影響	✓
開示に対する影響	✓
貸借対照表への影響	✓

### 改訂によって影響を受ける企業は？

以下の金融商品を保有するすべての企業が影響を受けます。

- 発行体から償還または買戻すオプションを金融商品の保有者に与える金融商品（しばしばプッタブル金融商品と呼ばれる）
- 清算の発生が確実である場合（例えば、存続期間が有限の事業体）、または金融商品の保有者が清算の選択権を有する場合、発行企業が清算時に支払いを行う契約上の義務を生じさせる金融商品

### 改訂の影響は？

一部の投資ファンドにとって、当改訂は、（所定の基準が満たされた場合）金融負債から資本性金融商品へとこれらのタイプの金融商品の分類を変更することになります。実務上は通常、投資ファンドに与える改訂の影響は金融負債の分類を維持する結果となりますが、各ファンドが有する規約の個々の条件およびその他の契約上の義務によってファンドごとで異なります。

### いつ、このタイプの金融商品を資本へ分類しなければならないか？

資本への分類は、下記に例示するように、金融商品が所定の規準を満たす場合に要求されます。

- 投資ファンドが、機関投資家または一般投資家に対する単一クラスのプッタブル・マネジメント手数料を有するか、または、金融商品が同一の特徴を有しないことを示す異なる外国通貨で償還される複数ユニットクラスを有する場合。このような場合は負債への分類が要求される可能性があります。

- 投資ファンドが、分配金を支払う契約上の債務を有していない場合。一定額(例、課税所得または会計上の利益)を分配するファンドの規約上の義務が、当ファンドは分配金の支払いを回避する裁量権を有していないことを示している場合。このような場合、負債への分類を要求される可能性があります。
- 投資ファンドが、保有者にリターンを実質的に制限または固定したパフォーマンス報酬を有しない場合。この場合、何が「実質的」かの決定には判断を要します。

### いつ、改訂が適用されるか？

改訂は、それぞれの貸借対照表における金融商品の契約条件を用い将来に向かって適用されます(すなわち、2009年1月1日以降に開始した会計報告年度)。投資ファンドは、将来の各期末に当改訂における規準を再評価する必要がある、また金融商品の分類に影響を与える可能性のある規約書類に対する事後の変更を考慮する必要があります。

### 投資ファンドは、改訂を適用するためにどのような準備をすべきか？

#### 1. 規約の文言、規約の改訂、および商品開示説明書の検討

PwCの経験: 投資ファンドの規約と商品開示説明書間に差異がある場合があります。これにより、改訂基準の適用を難しくする可能性があります。たとえば、分配金は任意の支払いという主旨が規約に記載されているのを発見して驚いている投資ファンドもありますが、商品開示説明書の文言によると分配金は義務であると記載されています。

PwCの見識: ファンドの仕組み、条件および手数料をより良く理解するために法律顧問およびファイナンス・チーム以外の経営陣を関与させ、従前の文言の不整合について見解の統一を図る。

#### 2. 金融商品の従前の分類の論拠の理解

PwCの経験: なぜその金融商品が資本または負債に分類されているかを理解することは、投資ファンドにとって改訂基準の適用に役立ちます。例えば、プットブル金融商品の従前の分類が義務的な分配金を有するファンドの単位に基づいている場合、経営陣は、負債への分類が依然として適当かを判断するのに当該基準のみに集中することができます。

PwCの見識: 金融商品の従前の分類について明確に理解すること、および改訂に基づく規準をよく理解することは、当該改訂基準の適用プロセスをスピードアップすることになります。

#### 3. 改訂基準を適用する際にグループ構造の複雑性に注意する

PwCの経験: 個別勘定における金融商品の分類が連結勘定で変更されずに反映されうると想定している投資ファンドがあります。必ずしもそうとは限りません。例えば、あるファンドが、別のファンドの60%を保有している場合、当ファンドが保有していない残り40%のユニットは、(個別勘定において資本に分類されているか否かにかかわらず)グループ勘定では金融負債として分類されなければなりません。

PwCの見識: ファンドの保有されていない部分は資本の中の非支配持分として分類できると想定している投資ファンドがあります。しかし、IAS第32号に記載されているガイダンスは、保有されていないファンドのいかなる部分も連結上負債に分類しなければならないことを明確化しています。

#### 4. 改訂基準適用の作業を甘く見てはいけない

PwCの経験: 関連する資料文献の入手や読み込み、必要な場合は弁護士等の専門家の関与など、分析は往々にして予想よりも長い時間がかかるものです。複数のファンドを保有する投資ファンドは、各ファンドの規約は他と同じ文言で一貫していると想定していることがありますが、これはダブルチェックする価値があります。PwCの経験上、規約は異なる時期に異なる弁護士によって草案が作られており、また関連する条項も異なる可能性があります。つまり、規準が満たされているかどうかの評価は各ファンドについて行う必要があることを意味します。

PwCの見識: 一般的に投資信託の規約は詳細な改訂基準に具体的に対応して書かれているわけではないため、その文言は不明瞭である可能性があります。投資信託の中には、投資ファンドの分析に最も関連する条項(例えば、分配金の支払規定が存在するか、または分配金は任意か)を明確にする一助とするために、法的な助言を得る必要があるかも知れません。

あらた監査法人  
東京都中央区銀座8丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)  
お問い合わせ: [aaratapr@jp.pwc.com](mailto:aaratapr@jp.pwc.com)

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate legal entity.